

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4121278号
(P4121278)

(45) 発行日 平成20年7月23日(2008.7.23)

(24) 登録日 平成20年5月9日(2008.5.9)

(51) Int.Cl.

G06F 21/22 (2006.01)
G06F 15/00 (2006.01)

F 1

G06F 9/06 660G
G06F 15/00 310A

請求項の数 5 (全 17 頁)

(21) 出願番号 特願2002-7929 (P2002-7929)
 (22) 出願日 平成14年1月16日 (2002.1.16)
 (65) 公開番号 特開2002-318635 (P2002-318635A)
 (43) 公開日 平成14年10月31日 (2002.10.31)
 審査請求日 平成16年9月22日 (2004.9.22)
 (31) 優先権主張番号 特願2001-11253 (P2001-11253)
 (32) 優先日 平成13年1月19日 (2001.1.19)
 (33) 優先権主張国 日本国 (JP)

(73) 特許権者 000005821
 松下電器産業株式会社
 大阪府門真市大字門真1006番地
 (74) 代理人 100098291
 弁理士 小笠原 史朗
 (72) 発明者 稲見 脍
 大阪府門真市大字門真1006番地 松下
 電器産業株式会社内
 (72) 発明者 水山 正重
 大阪府門真市大字門真1006番地 松下
 電器産業株式会社内
 (72) 発明者 加藤 淳展
 神奈川県横浜市港北区綱島東四丁目3番1
 号 松下通信工業株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 通信端末

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

ネットワークを介してサーバとデータの送受信を行う通信端末であって、
 アプリケーションの実行と関連づけられるアプリケーションデータを少なくとも含む起動用データの取得要求を前記サーバに対して行う取得要求部と、
 前記取得要求に応じて前記サーバから送信されてくる、前記起動用データを受信するデータ受信部と、
 アプリケーションと、それに関連づけられる前記アプリケーションデータの認証に用いる認証方式との対応を示すアプリケーション情報を格納するアプリケーション情報格納部と、

前記データ受信部により受信された前記起動用データについて、前記アプリケーション情報に示されている認証方式によってデータ認証を行う認証部と、

前記認証部による認証が成功した場合、当該認証がなされたアプリケーションデータを読み込んで、前記アプリケーションを起動するアプリケーション起動部と、

前記アプリケーションデータに加え、当該アプリケーションデータの認証に用いる認証方式を示す認証タイプデータが前記起動用データに含まれる場合であって、かつ、前記認証部による認証が成功した場合、前記アプリケーション情報格納部に格納されている前記アプリケーション情報の内、前記アプリケーション起動部により起動されたアプリケーションに対応する認証方式を、当該認証がなされた認証タイプデータの示す認証方式に更新するアプリケーション情報更新部とを備える、通信端末。

【請求項 2】

前記取得要求部は、Web ブラウザを用いて、前記サーバに格納されている前記起動用データを指定することにより、当該起動用データの取得要求を行うことを特徴とする、請求項 1 に記載の通信端末。

【請求項 3】

サーバと、ネットワークを介して当該サーバとデータの送受信を行う通信端末とを含むネットワークシステムであって、

前記サーバは、

アプリケーションの実行と関連づけられるアプリケーションデータを少なくとも含む起動用データを格納する起動用データ格納部と、

前記通信端末から送信されてくる前記起動用データの取得要求に応じて、前記起動用データ格納部に格納されている起動用データを送信するデータ送信部とを備え、

前記通信端末は、

前記起動用データの取得要求を行う取得要求部と、

前記取得要求に応じて前記サーバから送信されてくる起動用データを受信するデータ受信部と、

アプリケーションと、それに関連づけられる前記アプリケーションデータの認証に用いる認証方式との対応を示すアプリケーション情報を格納するアプリケーション情報格納部と、

前記データ受信部により受信された前記起動用データについて、前記アプリケーション情報に示されている認証方式によってデータ認証を行う認証部と、

前記認証部による認証が成功した場合、当該認証がなされた前記アプリケーションデータを読み込んで、前記アプリケーションを起動するアプリケーション起動部と、

前記アプリケーションデータに加え、当該アプリケーションデータの認証に用いる認証方式を示す認証タイプデータが前記起動用データに含まれる場合であって、かつ、前記認証部による認証が成功した場合、前記アプリケーション情報格納部に格納されている前記アプリケーション情報の内、前記アプリケーション起動部により起動されたアプリケーションに対応する認証方式を、当該認証がなされた認証タイプデータの示す認証方式に更新するアプリケーション情報更新部とを備える、ネットワークシステム。

【請求項 4】

ネットワークを介してサーバとデータの送受信を行う通信端末において用いられるコンピュータで実行可能なデータ認証プログラムであって、

前記通信端末には、アプリケーションと、それに関連づけられるアプリケーションデータの認証に用いる認証方式との対応を示すアプリケーション情報を予め用意されており、

アプリケーションの実行と関連づけられるアプリケーションデータを少なくとも含む起動用データの取得要求を前記サーバに対して行う取得要求ステップと、

前記取得要求に応じて前記サーバから送信されてくる、前記起動用データを受信するデータ受信ステップと、

前記データ受信ステップで受信された前記起動用データについて、前記アプリケーション情報に示されている認証方式によってデータ認証を行う認証ステップと、

前記認証ステップの認証が成功した場合、当該認証がなされたアプリケーションデータを読み込んで、前記アプリケーションを起動するアプリケーション起動ステップと、

前記アプリケーションデータに加え、当該アプリケーションデータの認証に用いる認証方式を示す認証タイプデータが前記起動用データに含まれる場合であって、かつ、前記認証ステップの認証が成功した場合、前記予め用意されているアプリケーション情報の内、前記アプリケーション起動ステップで起動されたアプリケーションに対応する認証方式を、当該認証がなされた認証タイプデータの示す認証方式に更新するアプリケーション情報更新ステップとを前記コンピュータに実行させる、データ認証プログラム。

【請求項 5】

ネットワークを介してサーバとデータの送受信を行う通信端末によって実行されるデー

10

20

30

40

50

タ認証方法であって、

前記通信端末には、アプリケーションと、それに関連づけられるアプリケーションデータの認証に用いる認証方式との対応を示すアプリケーション情報が予め用意されており、

アプリケーションの実行と関連づけられるアプリケーションデータを少なくとも含む起動用データの取得要求を前記サーバに対して行う取得要求ステップと、

前記取得要求に応じて前記サーバから送信されてくる、前記起動用データを受信するデータ受信ステップと、

前記データ受信ステップで受信された前記起動用データについて、前記アプリケーション情報に示されている認証方式によってデータ認証を行う認証ステップと、

前記認証ステップの認証が成功した場合、当該認証がなされたアプリケーションデータを読み込んで、前記アプリケーションを起動するアプリケーション起動ステップと、

前記アプリケーションデータに加え、当該アプリケーションデータの認証に用いる認証方式を示す認証タイプデータが前記起動用データに含まれる場合であって、かつ、前記認証ステップの認証が成功した場合、前記予め用意されているアプリケーション情報の内、前記アプリケーション起動ステップで起動されたアプリケーションに対応する認証方式を、当該認証がなされた認証タイプデータの示す認証方式に更新するアプリケーション情報更新ステップとを前記通信端末が実行する、データ認証方法。10

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】20

本発明は、通信端末に関し、より特定的には、通信端末内部のアプリケーションの起動に関連づけられるデータをサーバから取得し、取得したデータについてデータ認証を行う通信端末に関する。

【0002】

【従来の技術】

従来から、サーバと端末とからなるシステムにおいて、端末のアプリケーションを実行する際に、サーバから端末へデータを送信するシステムが考えられている。例えば、アプリケーションがゲームであって、端末側でゲームを開始するとき、サーバが他のユーザ情報やゲームの設定等のデータを送信するシステムが考えられる。この場合、サーバ側でデータを格納しておき、端末側でゲームを開始するときにデータを入手するので、ユーザは、常に最新のデータでゲームをすることができる。30

【0003】

上記のシステムにおいては、サーバから送信されてくるデータが改ざんされていないかどうかをチェックするため、データ認証を行う必要がある。このようなデータ認証システムにおいて、端末は、電子署名や電子透かしによって、サーバから送信されてきたデータが正しいサーバから送信されたかどうか、データが改ざんされていないかどうか等を判定する。

【0004】

例えば、データ認証を行うものとして、特開2000-227757号公報には、Webページの真正性確認システムが記載されている。上記公報には、Webブラウザによってサーバから取得されるコンテンツについてデータ認証を行うことが記載されている。40

【0005】

【発明が解決しようとする課題】

従来において、データ認証の処理を行うプログラムは、アプリケーションに組み込まれていたり、または、特定のアプリケーションに関連づけられている。従って、アプリケーションとデータ認証処理のプログラムとは一対一に対応するものであり、従来においては、データ認証処理のプログラムとそれを用いるアプリケーションとの関係は、固定的なものであった。

【0006】

そのため、アプリケーションについて認証方式を変更することは、非常に面倒であった。50

例えば、特定のアプリケーションにおいて用いられる認証方式を変更しようとすると、新たに別のデータ認証処理のプログラムをインストールしなければならない。また、データ認証を行うプログラムがアプリケーション内部に組み込まれている場合、アプリケーション自体をインストールし直さなければならない。以上のように、従来のデータ認証システムでは、アプリケーションに対して一度設定された認証方式を変更することは、非常に面倒であった。

【0007】

それ故に、本発明の目的は、データ認証の方式を容易に変更することが可能なデータ認証システムを提供することである。

【0008】

【課題を解決するための手段および発明の効果】

第1の発明は、ネットワークを介してサーバとデータの送受信を行う通信端末であって、

アプリケーションの実行と関連づけられるアプリケーションデータを少なくとも含む起動用データの取得要求をサーバに対して行う取得要求部と、

取得要求に応じてサーバから送信されてくる、起動用データを受信するデータ受信部と、

アプリケーションと、それに関連づけられるアプリケーションデータの認証に用いる認証方式との対応を示すアプリケーション情報を格納するアプリケーション情報格納部と、

データ受信部により受信された起動用データについて、アプリケーション情報に示されている認証方式によってデータ認証を行う認証部と、

認証部による認証が成功した場合、認証がなされたアプリケーションデータを読み込んで、アプリケーションを起動するアプリケーション起動部と、

アプリケーションデータに加え、アプリケーションデータの認証に用いる認証方式を示す認証タイプデータが起動用データに含まれる場合であって、かつ、認証部による認証が成功した場合、アプリケーション情報格納部に格納されているアプリケーション情報の内、アプリケーション起動部により起動されたアプリケーションに対応する認証方式を、認証がなされた認証タイプデータの示す認証方式に更新するアプリケーション情報更新部とを備えている。

上記第1の発明によれば、アプリケーションデータとともに、認証タイプデータがサーバから送信される。通信端末は、予め格納されているアプリケーション情報を従って認証を行った結果、認証が成功した場合、認証タイプデータに従いアプリケーション情報を変更する。従って、次回起動用データを受信する際には、認証方式が変更されていることとなる。以上より、上記第1の発明によれば、認証タイプデータによって、認証方式の変更を容易に行うことができる。

【0013】

第2の発明は、第1の発明に従属する発明であって、

取得要求部は、Webブラウザを用いて、サーバに格納されているアプリケーションデータを指定することにより、アプリケーションデータの取得要求を行う。

【0014】

上記第2の発明によれば、ユーザは、Webブラウザに対して、リンク情報をクリックする等の単純な動作を行うだけで、サーバに対して取得要求処理を行うことができる。特に通信端末が移動体通信端末の場合、入力装置が簡易であることが多いので、単純な操作によりサーバに対する送信処理が実行可能であることは有効である。

【0018】

第3の発明は、サーバと、ネットワークを介してサーバとデータの送受信を行う通信端末とを含むネットワークシステムであって、

サーバは、

アプリケーションの実行と関連づけられるアプリケーションデータを少なくとも含む起動用データを格納する起動用データ格納部と、

10

20

30

40

50

通信端末から送信されてくる起動用データの取得要求に応じて、起動用データ格納部に格納されている起動用データを送信するデータ送信部とを備え、

通信端末は、

起動用データの取得要求を行う取得要求部と、

取得要求に応じてサーバから送信されてくる起動用データを受信するデータ受信部と、

アプリケーションと、それに関連づけられるアプリケーションデータの認証に用いる認証方式との対応を示すアプリケーション情報を格納するアプリケーション情報格納部と、

データ受信部により受信された起動用データについて、アプリケーション情報に示されている認証方式によってデータ認証を行う認証部と、

認証部による認証が成功した場合、認証がなされたアプリケーションデータを読み込んで、アプリケーションを起動するアプリケーション起動部と、

アプリケーションデータに加え、アプリケーションデータの認証に用いる認証方式を示す認証タイプデータが起動用データに含まれる場合であって、かつ、認証部による認証が成功した場合、アプリケーション情報格納部に格納されているアプリケーション情報の内、アプリケーション起動部により起動されたアプリケーションに対応する認証方式を、認証がなされた認証タイプデータの示す認証方式に更新するアプリケーション情報更新部とを備える、通信端末。

【0020】

10

第4の発明は、ネットワークを介してサーバとデータの送受信を行う通信端末において用いられるコンピュータで実行可能なデータ認証プログラムであって、

通信端末には、アプリケーションと、それに関連づけられるアプリケーションデータの認証に用いる認証方式との対応を示すアプリケーション情報を予め用意されており、

アプリケーションの実行と関連づけられるアプリケーションデータを少なくとも含む起動用データの取得要求をサーバに対して行う取得要求ステップと、

取得要求に応じてサーバから送信されてくる、起動用データを受信するデータ受信ステップと、

データ受信ステップで受信された起動用データについて、アプリケーション情報に示されている認証方式によってデータ認証を行う認証ステップと、

20

認証ステップの認証が成功した場合、認証がなされたアプリケーションデータを読み込んで、アプリケーションを起動するアプリケーション起動ステップと、

アプリケーションデータに加え、アプリケーションデータの認証に用いる認証方式を示す認証タイプデータが起動用データに含まれる場合であって、かつ、認証ステップの認証が成功した場合、予め用意されているアプリケーション情報の内、アプリケーション起動ステップで起動されたアプリケーションに対応する認証方式を、認証がなされた認証タイプデータの示す認証方式に更新するアプリケーション情報更新ステップとをコンピュータに実行させる、データ認証プログラムである。

【0022】

第5の発明は、ネットワークを介してサーバとデータの送受信を行う通信端末によって実行されるデータ認証方法であって、

30

通信端末には、アプリケーションと、それに関連づけられるアプリケーションデータの認証に用いる認証方式との対応を示すアプリケーション情報を予め用意されており、

アプリケーションの実行と関連づけられるアプリケーションデータを少なくとも含む起動用データの取得要求をサーバに対して行う取得要求ステップと、

取得要求に応じてサーバから送信されてくる、起動用データを受信するデータ受信ステップと、

データ受信ステップで受信された起動用データについて、アプリケーション情報に示されている認証方式によってデータ認証を行う認証ステップと、

認証ステップの認証が成功した場合、認証がなされたアプリケーションデータを読み込

40

50

んで、アプリケーションを起動するアプリケーション起動ステップと、

アプリケーションデータに加え、アプリケーションデータの認証に用いる認証方式を示す認証タイプデータが起動用データに含まれる場合であって、かつ、認証ステップの認証が成功した場合、予め用意されているアプリケーション情報の内、アプリケーション起動ステップで起動されたアプリケーションに対応する認証方式を、認証がなされた認証タイプデータの示す認証方式に更新するアプリケーション情報更新ステップとを通信端末が実行する、データ認証方法である。

【0023】

【発明の実施の形態】

以下、本発明の実施の形態について、図面を用いて詳細に説明する。図1は、本発明の実施形態に係るデータ認証システムの構成を示すブロック図である。図1において、データ認証システムは、サーバ1と、ネットワーク2と、通信端末3とから構成される。サーバ1と通信端末3とは、ネットワーク2を介して接続されており、相互に通信可能である。なお、ネットワーク2は、有線であっても、無線であってもよい。

10

【0024】

図2は、図1に示すサーバ1のハードウェア構成を示すブロック図である。サーバ1は、いわゆるWWW(W o r l d W i d e W e b)サーバである。図2に示すように、サーバ1は、記憶装置11と、CPU12と、RAM13と、通信装置14とを備えている。

20

【0025】

記憶装置11は、ハードディスクドライブやROMからなり、少なくとも1つのインストールデータ111および起動用データ112を記憶している。インストールデータ111とは、通信端末3がダウンロードしてインストールするプログラムと、プログラムについての情報を含むデータである。起動用データ112は、アプリケーションの起動と関連づけられるデータである。すなわち、起動用データ112とは、通信端末3のアプリケーションが起動する際に通信端末3へ送信されるデータである。通信端末3は、アプリケーションを実行する際、起動用データの取得をサーバ1に対して要求する。

30

【0026】

また、記憶装置11は、取得要求処理プログラム113を記憶している。取得要求処理プログラム113とは、通信端末3によって起動用データ112の取得が要求された場合、要求に応じて起動用データ112を通信端末3へ送信するためのプログラムである。なお、記憶装置11は、上記の他にも、本実施形態において必要となる処理を行うために実行されるプログラムを記憶している。

【0027】

CPU12は、RAM13を作業領域として使いつつ、記憶装置11に格納されているプログラムを実行する。通信装置14は、ネットワーク2を通じて通信端末3との間で通信を行う。

【0028】

図3は、図1に示す通信端末3のハードウェア構成を示すブロック図である。図3のように、通信端末3は、記憶装置31と、CPU32と、RAM33と、入力装置34と、表示装置35と、通信装置36とを備えている。

40

【0029】

記憶装置31は、Webブラウザ311と、アプリケーション312と、認証処理プログラム313と、アプリケーション起動処理プログラム314と、アプリケーション情報テーブル315とを記憶している。なお、記憶装置31は、上記の他にも、本実施形態において必要となる処理を行うために実行されるプログラムを記憶している。

【0030】

Webブラウザ311は、サーバ1が保持しているコンテンツを取得し、表示等の処理を行うためのプログラムである。本実施形態において、通信端末3は、Webブラウザ311によってネットワーク2にアクセスし、サーバ1との間でデータの送受信を行う。

50

【0031】

アプリケーション312は、通信端末3において実行されるプログラムである。なお、記憶装置31は、アプリケーション312の他にも複数のアプリケーションを記憶している。ここで、記憶装置31に記憶されているアプリケーションは、起動時に何らかのデータをサーバ1から取得する必要があるものとする。例えば、ゲームのアプリケーションであれば、他のユーザの情報、ゲームの難易度等のデータをサーバ1から取得する。また、スケジュール管理のアプリケーションであれば、ユーザのスケジュール情報のデータをサーバ1から取得する。

【0032】

認証処理プログラム313は、サーバ1から送信されてくるデータについて、データ認証を行うためのプログラムである。ここで、データ認証とは、データが改ざんされていないか、および、データ発信元であるサーバが正当なサーバであるかについての認証をいう。なお、記憶装置31は、認証処理プログラム313の他にも複数の認証処理プログラムを記憶している。

【0033】

アプリケーション起動処理プログラム314は、アプリケーションを起動する際の処理を行うためのプログラムである。アプリケーション情報テーブル315は、アプリケーションと、アプリケーションの起動時に読み込まれるデータの種別と、アプリケーションを起動する際に用いられる認証方式とを対応付けるテーブルである。

【0034】

CPU32は、RAM33を作業領域として使いつつ、記憶装置31に格納されているプログラムを実行する。入力装置34は、例えばキーボードから構成され、アプリケーションの実行等の際にユーザの指示を入力する。表示装置35は、例えば液晶ディスプレイで構成され、Webブラウザによって取得されるWebページや、アプリケーションの実行結果等を表示する。通信装置36は、ネットワーク2を通じてサーバ1との間で通信を行う。

【0035】

次に、本実施形態に係るデータ認証システムにおける、通信端末3のアプリケーションを実行する動作について説明する。本実施形態において、通信端末3のCPU32は、Webブラウザ311を実行することによってネットワーク2にアクセスし、サーバ1との間でデータの送受信を行うものとする。従って、アプリケーションの実行時には、Webブラウザ311が起動されているものとする。すなわち、アプリケーションの実行動作の開始時には、Webブラウザ311によって、サーバ1から受信したWebページが表示装置35に表示されている。以下、実行されるアプリケーションがアプリケーション312であり、データ認証処理のため認証処理プログラム313が実行される場合について説明する。

【0036】

図4は、図1に示す通信端末3におけるアプリケーションの起動処理を示すフローチャートである。アプリケーションの起動処理は、アプリケーション起動処理プログラム314を実行する通信端末3のCPU32によって行われる。まず、CPU32は、前述の起動用データの取得をサーバ1に対して要求する(ステップS401)。起動用データの取得要求は、ユーザが入力装置34を用いて、Webページ上にリンクとして表示されるアンカー情報を選択することにより行われる。すなわち、CPU32は、ユーザによるアンカー情報の選択操作を契機として、ステップS401の処理を行う。ここで、ステップS401における取得要求には、起動用データの位置を示すURL(Uniform Resource Locator)が含まれている。また、アンカー情報は、Webページ上にアプリケーションの名前として表示されており、そのアプリケーションについての起動用データと関連づけられているものとする。

【0037】

ステップS401における取得要求は、通信装置36によってネットワーク2を介してサ

10

20

30

40

50

ーバ1へ送信される。サーバ1で受信された取得要求は、通信装置14によってCPU12に転送される。これにより、CPU12は、通信端末3からの取得要求に対する処理を開始する。

【0038】

図5は、図2に示すCPU12の、取得要求に対する処理の流れを示すフローチャートである。取得要求に対する処理は、取得要求処理プログラム113を実行するサーバ1のCPU12によって行われる。まず、CPU12は、上記の取得要求を受信する（ステップS51）。次に、CPU12は、取得要求を行った通信端末3に対して送信すべき起動用データを決定する（ステップS52）。前述のように、サーバ1の記憶装置11には、アプリケーションに対応する起動用データが予め格納されている。ステップS52において、送信すべき起動用データは、記憶装置11に記憶されている起動用データの中から、取得要求に含まれているURLに基づいて決定される。以下に起動用データの具体例を説明する。

【0039】

図6は、本実施形態における起動用データの一例を示す図である。図6において、起動用データ112は、アプリケーションデータ1121と、アプリケーションデータについての署名1122と、認証タイプデータ1123と、認証タイプデータについての署名1124と、公開鍵1125を含んでいる。アプリケーションデータ1121とは、アプリケーション312を起動する際にアプリケーション312に読み込まれるデータである。アプリケーションデータ1121の具体例として、例えば、アプリケーション312がゲームの場合、他のユーザの情報、ゲームの難易度等が考えられる。また、アプリケーションデータ1121は、アプリケーション312がスケジュール管理ソフトである場合、ユーザのスケジュール情報であってもよい。アプリケーションデータについての署名1122は、サーバ1から送信されてきたアプリケーションデータ1121が改ざんされたものでないことを証明するものである。なお、アプリケーションデータについての署名1122は、サーバ1においてアプリケーションデータ1121のハッシュ値を計算したものである。また、アプリケーションデータについての署名1122は、暗号化されて送信される。

【0040】

認証タイプデータ1123とは、アプリケーションデータ1121の認証方式を示すデータである。上記のアプリケーションデータ1121は、認証タイプデータ1123により示される認証方式に適合した暗号化等が行われている。認証タイプデータについての署名1124とは、サーバ1から送信されてきた認証タイプデータ1123が改ざんされたものでないことを証明するものである。認証タイプデータについての署名1124は、サーバ1において認証タイプデータのハッシュ値を計算したものである。また、認証タイプデータについての署名1124は、暗号化されて送信される。

【0041】

ここで、アプリケーションデータ1121の認証方式は、認証タイプデータ1123によって変更されるものであるのに対して、認証タイプデータ1123の認証方式は、予め定められている点で異なっている。なお、ここでは、認証タイプデータ1123は、公開鍵暗号方式を用いた署名を行うことを示すものとする。従って、起動用データ112には、暗号解読に必要な公開鍵1125が含まれている。

【0042】

図5の説明に戻り、ステップS52の後、CPU12は、記憶装置11に記憶されている起動用データ112を読み出し、通信端末3へ送信する（ステップS53）。具体的には、CPU12は、起動用データ112を通信装置14に転送する。通信装置14は、転送された起動用データ112を、ネットワーク2を介して通信端末3に対して送信する。

【0043】

図4の説明に戻り、サーバ1から送信された起動用データ112は、通信端末3の通信装置36によって受信される。CPU32は、通信装置36から起動用データ112を受け

10

20

30

40

50

取る（ステップS402）。具体的には、CPU32は、通信装置36が受信した起動用データ112をRAM33に展開する。次に、CPU32は、起動用データ112の解析を行う（ステップS403）。ステップS403において、CPU32は、起動用データ112のどの部分が上記のそれぞれのデータ（アプリケーションデータ1121～公開鍵1125）にあたるのかを判定する。また、CPU32は、アプリケーションデータ1121のファイル種別も判定する。

【0044】

次に、CPU32は、ステップS403の解析結果に基づいて、起動用データ112に認証タイプデータ1123が含まれているかどうかを判定する（ステップS404）。認証タイプデータ1123が含まれていない場合、CPU32は、ステップS407の処理を行う。一方、認証タイプデータ1123が含まれている場合、CPU32は、認証タイプデータ1123についてデータ認証を行う（ステップS405）。

10

【0045】

図7は、図4のサブルーチンステップS405の詳細を示すフローチャートである。図7に示すデータ認証処理は、記憶装置31に記憶されている認証処理プログラムから、予め定められた一の認証処理プログラムをCPU32が実行することにより行われる。まず、CPU32は、認証タイプデータ1123のハッシュ値を算出する（ステップS4501）。ここで、ハッシュ値を算出するためのハッシュ関数は、サーバ1において認証タイプデータ1123についての署名を算出する際に用いられるものと同一のものである。次に、CPU32は、認証タイプデータについての署名1124を復号化する（ステップS4502）。

20

【0046】

次に、CPU32は、ステップS4501において算出したハッシュ値と、ステップS4502において復号化された署名とを比較する（ステップS4503）。ステップS4503は、認証タイプデータ1123が改ざんされていないかどうか、すなわち、通信端末3で受信した認証タイプデータが、サーバ1から送信された認証タイプデータと一致するか否かについて判定するものである。このように、サーバ1において認証タイプデータ1123のハッシュ値を計算した結果である署名と、通信端末3において認証タイプデータ1123のハッシュ値の計算結果とを比較することにより、認証タイプデータ1123が改ざんされていないかどうかを判断することができる。

30

【0047】

次に、CPU32は、ステップS4503の比較の結果、上記のハッシュ値と署名とが一致するか否かを判定する（ステップS4504）。ハッシュ値と署名とが一致する場合、CPU32は、データ認証が成功したものと判断して（ステップS4505）、処理を終了する。一方、ハッシュ値と署名とが一致しない場合、CPU32は、データ認証が失敗したものと判断して（ステップS4506）、処理を終了する。

【0048】

再び図4の説明に戻り、CPU32は、ステップS405のデータ認証処理が成功したか否かを判定する（ステップS406）。データ認証処理が失敗した場合、CPU32は、ステップS410の処理を行う。一方、データ認証処理が成功した場合、CPU32は、アプリケーションデータについてデータ認証を行う（ステップS407）。

40

【0049】

図8は、図4のサブルーチンステップS407の詳細を示すフローチャートである。まず、CPU32は、認証方式を決定する（ステップS4701）。認証方式は、ステップS404において認証タイプデータが含まれていると判定された場合、その認証タイプデータの示す認証方式に決定される。また、ステップS404において認証タイプデータが含まれていないと判定された場合、記憶装置31に格納されているアプリケーション情報テーブル315を参照して決定される。

【0050】

図9は、図3に示すアプリケーション情報テーブル315の一例を示す図である。図9の

50

ように、アプリケーション情報テーブル315には、アプリケーション名と、アプリケーションデータのファイル種別と、認証方式とが対応付けて格納されている。前述のように、ステップS403においてアプリケーションデータのファイル種別が判定される。アプリケーション情報テーブル315を参照することによって、ファイル種別に基づいて、実行されるアプリケーションおよびアプリケーションデータの認証方式を決定することができる。例えば、アプリケーションデータのファイル種別が“C”で表現されるものである場合、起動するアプリケーションは名前が“A1”的アプリケーションに決定され、認証方式はDES暗号を用いたものに決定される。

【0051】

以上のようにステップS4701の認証方式の決定が行われ、続いて、ステップS4702～S4707の処理が行われる。ステップS4702～ステップS4707の一連のデータ認証処理は、記憶装置31に記憶されている認証処理プログラムの内、ステップS4701によって決定された認証方式に対応する認証処理プログラムをCPU32が実行することにより行われる。

【0052】

図8の説明に戻り、CPU32は、アプリケーションデータ1121のハッシュ値を算出する(ステップS4702)。ここで、ハッシュ値を算出するためのハッシュ関数は、サーバ1においてアプリケーションデータ1121についての署名を算出する際に用いられるものと同一のものである。次に、CPU32は、アプリケーションデータについての署名1122を復号化する(ステップS4703)。ステップS4073において、アプリケーションデータについての署名1122は、公開鍵暗号方式により暗号化されているので、公開鍵1125を用いて復号化される。次に、CPU32は、ステップS4702において算出したハッシュ値と、ステップS4703において復号化された署名とを比較する(ステップS4704)。最後に、CPU32は、ステップS4704の比較の結果、上記のハッシュ値と署名とが一致するか否かを判定する(ステップS4705)。ハッシュ値と署名とが一致する場合、CPU32は、データ認証が成功したものと判断して(ステップS4706)、処理を終了する。一方、ハッシュ値と署名とが一致しない場合、CPU32は、データ認証が失敗したものと判断して(ステップS4707)、処理を終了する。

【0053】

再び図4の説明に戻り、CPU32は、ステップS407のデータ認証処理が成功したか否かを判定する(ステップS408)。データ認証処理が成功した場合、CPU32は、アプリケーションを起動して(ステップS409)、処理を終了する。なお、ステップS409において、CPU32は、アプリケーション情報テーブル315の内容を認証タイプデータ1123に基づいて変更してもよい。この場合、次回に起動用データが送信される際の認証方式が変更されることとなる。一方、データ認証処理が失敗した場合、CPU32は、起動用データを破棄して(ステップS410)、処理を終了する。以上の処理により、アプリケーションの起動処理が完了する。

【0054】

なお、本実施形態においては、起動用データに含まれるアプリケーションデータと、認証タイプデータとのそれについて、独立して認証を行うこととした。ここで、他の実施形態においては、起動用データに認証タイプデータが含まれている場合、次回に送信される起動用データについて、認証方式を変更するようにしてもよい。以下、アプリケーションの起動処理の他の例を説明する。

【0055】

図10は、図4に示すアプリケーションの起動処理の変形例を示すフローチャートである。ここで、ステップS601～S603については、図4のステップS401～S403の処理と同様であるので、説明を省略する。図10において、ステップS603の後、CPU32は、データ認証を行う(ステップS604)。ここで、本変形例においては、起動用データ全体についてデータ認証を行う。データ認証の方式は、アプリケーション情報

10

20

30

40

50

テーブルに基づいて決定される。すなわち、ステップS 6 0 4のデータ認証における認証方式は、起動用データに含まれている認証タイプデータにより示される方式とは無関係である。

【0056】

C P U 3 2は、ステップS 4 0 5のデータ認証処理が成功したか否かを判定する（ステップS 6 0 5）。データ認証処理が成功した場合、C P U 3 2は、アプリケーションを起動する（ステップS 6 0 6）。さらに、C P U 3 2は、アプリケーション情報テーブルを更新して（ステップ6 0 7）、処理を終了する。具体的には、C P U 3 2は、起動用データに含まれている認証タイプデータにより示される認証方式に、アプリケーション情報テーブルの内容を更新する。より具体的には、アプリケーション情報テーブルにおける、ステップS 6 0 6において起動されたアプリケーションに対応する認証方式が更新される。一方、ステップS 6 0 5において、データ認証処理が失敗した場合、C P U 3 2は、起動用データを破棄して（ステップS 6 0 8）、処理を終了する。以上の処理により、アプリケーションの起動処理が完了する。なお、図10に示す処理では、次回に起動用データが送信されたとき、認証方式が変更されていることとなる。

【0057】

なお、起動用データ1 1 2は、どのような形式で記述されてもよく、ハイパーテキスト、X M L (e X t e n s i b l e M a r k u p L a n g u a g e) 形式、または、S G M L (S t a n d a r d G e n e r a l i z e d M a r k u p L a n g u a g e) 等を用いて記述してもよい。あるいは、単にテーブルを用いて記述してもよい。

【0058】

なお、本実施例においては、認証方式として公開鍵暗号方式による方式を挙げたが、D E S (D a t a E n c r y p t i o n S t a n d a r d) 等、他の暗号方式を用いてもよい。また、認証方式は、データ認証を行うものであればよく、署名によるものであってもよいし、電子透かしや証明書によるものであってもよい。ここで、データ認証とは、データが改ざんされていないか、および、データ発信元であるサーバが正当なサーバであるかについての認証をいう。

【0059】

なお、本実施形態において、通信端末3は、アプリケーションをサーバ1からインストールする。以下、通信端末3におけるアプリケーションを組み込む際の動作を説明する。

【0060】

図11は、通信端末3におけるアプリケーションの組み込み処理の流れを示すフローチャートである。なお、アプリケーションの組み込み処理時には、W e b ブラウザが起動されているものとする。すなわち、アプリケーションの実行動作の開始時には、W e b ブラウザによって、サーバ1から受信したW e b ページが表示装置3 5に表示されていることが前提となる。

【0061】

まず、通信端末3のC P U 3 2は、インストールデータ1 1 1の送信をサーバ1に対して要求する（ステップS 7 0 1）。インストールデータ1 1 1の送信要求は、ユーザが入力装置3 4を用いて、W e b ページ上にリンクとして表示されるアンカー情報を選択することにより行われる。すなわち、C P U 3 2は、ユーザによるアンカー情報の選択操作を契機として、ステップS 7 0 1の処理を行う。ここで、ステップS 7 0 1における送信要求には、サーバ1に記憶されているアプリケーションプログラム1 1 1 1の位置を示すU R Lが含まれている。また、アンカー情報は、W e b ページ上にアプリケーションの名前として表示されているものとする。

【0062】

ステップS 7 0 1における送信要求は、ネットワーク2を介して、サーバ1により受信される。サーバ1の通信装置1 4は、ネットワーク2から受信した送信要求をC P U 1 2に転送する。C P U 1 2は、送信要求を受信すると、送信要求に含まれるU R Lに基づいて、送信すべきインストールデータの内容を決定する。本実施形態では、インストールデー

10

20

30

40

50

タ111が送信すべきインストールデータであるとする。

【0063】

図12は、図1に示すインストールデータ111の一例を示す図である。図12において、インストールデータ111は、アプリケーションプログラム1111と、認証タイプデータ1112と、ファイル種別データ1113とを含んでいる。アプリケーションプログラム1111は、通信端末3においてインストールされるアプリケーションのプログラムである。認証タイプデータ1112は、アプリケーションプログラム1111を起動する場合に行われる認証の方式を示す。ファイル種別データ1113は、アプリケーションプログラム1111を起動する際に読み込まれるアプリケーションデータのファイルの種類を示す。本実施形態において、インストールデータ111の内容は、サーバ1の記憶装置11において予め記憶されているテーブルを参照することによって決定される。ここで、テーブルは、アプリケーションプログラムと、認証タイプデータと、ファイル種別データとを対応付けて格納するものとする。また、インストールデータ111は、専用のプログラムを実行することにより、生成されてもよい。プログラムは、例えば、アプリケーションプログラムに、それに対応する認証タイプデータおよびファイル種別データを結合してインストールデータを生成する処理を行うものである。

【0064】

CPU12は、上記のように決定されたインストールデータ111を記憶装置11から読み出し、通信装置14に転送する。通信装置14は、転送されたインストールデータ111を、ネットワーク2に送出する。

【0065】

サーバ1から送信されたインストールデータ111は、ネットワーク2を経由して通信端末3の通信装置36により受信される。通信装置36は、受信したデータをRAM33に展開する。これによって、CPU32は、インストールデータ111の解析を行う(ステップS702)。CPU32は、インストールデータ111からどの部分が上記のそれぞれのデータ(アプリケーションプログラム1111、認証タイプデータ1112、ファイル種別データ1113)にあたるのかを判定する。

【0066】

次に、CPU32は、インストールデータ111に含まれるアプリケーションプログラム1111を記憶装置31に保存する(ステップS703)。さらに、アプリケーションプログラム1111以外の認証タイプデータ1112およびファイル種別データ1113をアプリケーション情報テーブル315に保存する(ステップS704)。以上の動作により、通信端末3にアプリケーションプログラム1111がインストールされる。

【0067】

なお、サーバから通信端末へ送信されるインストールデータについても、起動用データと同様、データ認証が行われることが好ましい。データ認証の方式は、図4のステップS405における認証タイプデータについての認証方式と同様、予め定められた固定的なものであってもよいし、図10のステップS604における起動用データについての認証方式と同様、変更可能なものであってもよい。

【0068】

以上のように、アプリケーションをインストールする場合においても、アプリケーションとデータ認証処理を行うプログラムとを分割することができる。従って、端末にインストールされる前に、サーバ側でアプリケーションに対応するデータ認証処理の方式を変更する場合においても、変更を容易に行うことができる。

【0069】

なお、インストールデータ111は、1つのファイルとして説明したが、アプリケーションプログラム1111と、認証タイプデータ1112およびファイル種別データ1113とを別のファイルに記述し、別個のファイルとしてインストール処理を行ってもよい。

【0070】

なお、通信端末3におけるアプリケーションのインストール方法は、サーバからダウンロードして、通信端末3の記憶装置31に保存する。

ードする方法の他、CD-ROM等の記録媒体からインストールされる形態であってもよい。

【0071】

また、本発明は、プログラムによって実現することが可能であり、これを記録媒体に記録して移送することにより、独立した他のコンピュータシステムで容易に実施することができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の実施形態に係るデータ認証システムの構成を示すブロック図である。

【図2】図1に示すサーバ1のハードウェア構成を示すブロック図である。

【図3】図1に示す通信端末3のハードウェア構成を示すブロック図である。 10

【図4】図1に示す通信端末3におけるアプリケーションの起動処理を示すフローチャートである。

【図5】図2に示すCPU12の、取得要求に対する処理の流れを示すフローチャートである。

【図6】本実施形態における起動用データの一例を示す図である。

【図7】図4のサブルーチンステップS405の詳細を示すフローチャートである。

【図8】図4のサブルーチンステップS407の詳細を示すフローチャートである。

【図9】図3に示すアプリケーション情報テーブルの一例を示す図である。

【図10】図4に示すアプリケーションの起動処理の変形例を示すフローチャートである。 20

【図11】通信端末3におけるアプリケーションの組み込み処理の流れを示すフローチャートである。

【図12】図1に示すインストールデータ111の一例を示す図である。

【符号の説明】

1 サーバ

2 ネットワーク

3 通信端末

11, 31 記憶装置

12, 32 CPU

13, 33 RAM

14, 36 通信装置

34 入力装置

35 表示装置

111 インストールデータ

112 起動用データ

113 取得要求処理プログラム

311 Webブラウザ

312 アプリケーション

313 認証処理プログラム

314 起動処理プログラム

315 アプリケーション情報テーブル

1111 アプリケーションプログラム

1112, 1123 認証タイプデータ

1113 ファイル種別データ

1121 アプリケーションデータ

1122 アプリケーションデータについての署名

1124 認証タイプデータについての署名

1125 公開鍵

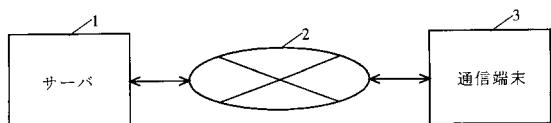
10

20

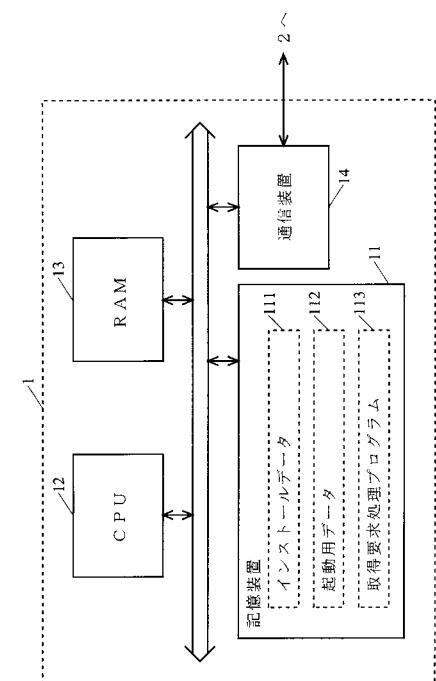
30

40

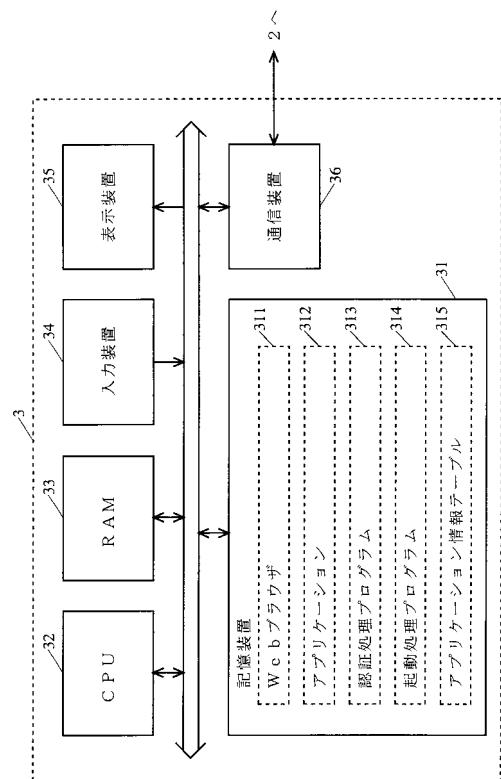
【図1】



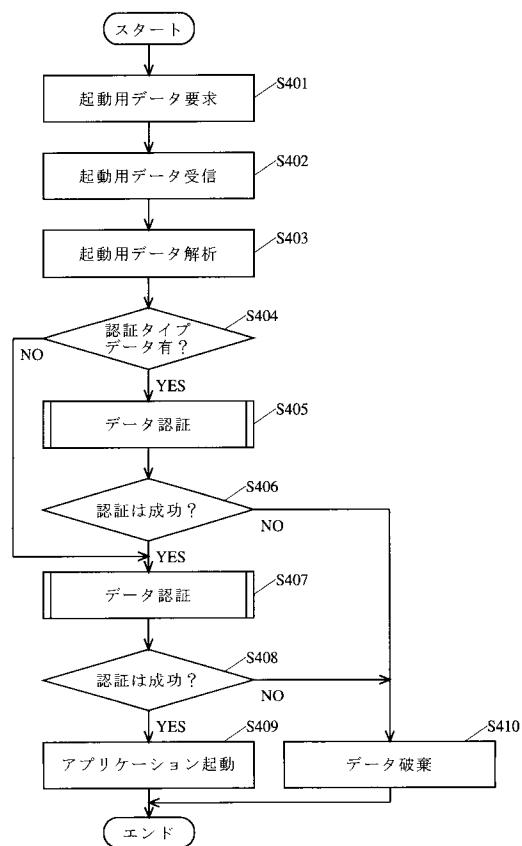
【図2】



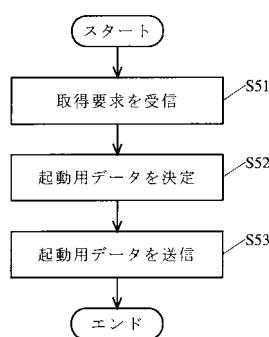
【図3】



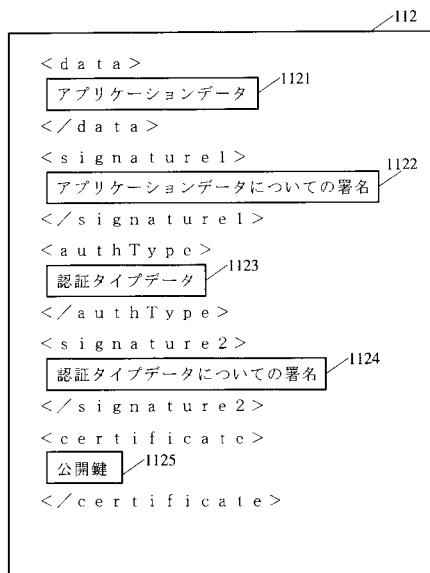
【図4】



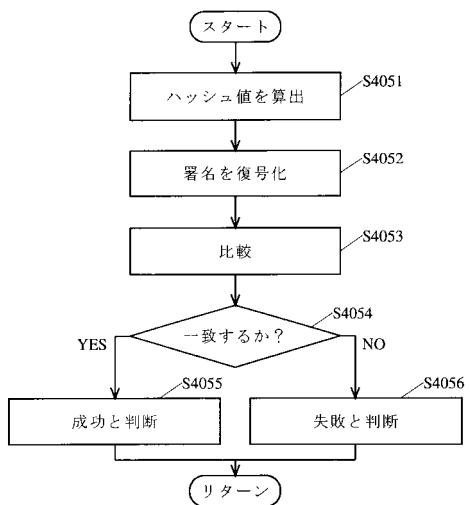
【図5】



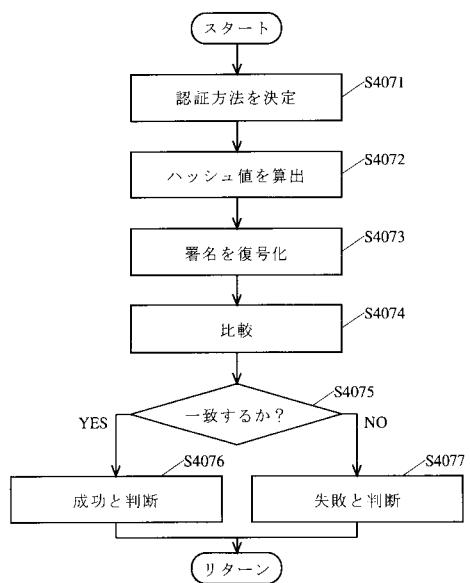
【図6】



【図7】



【図8】

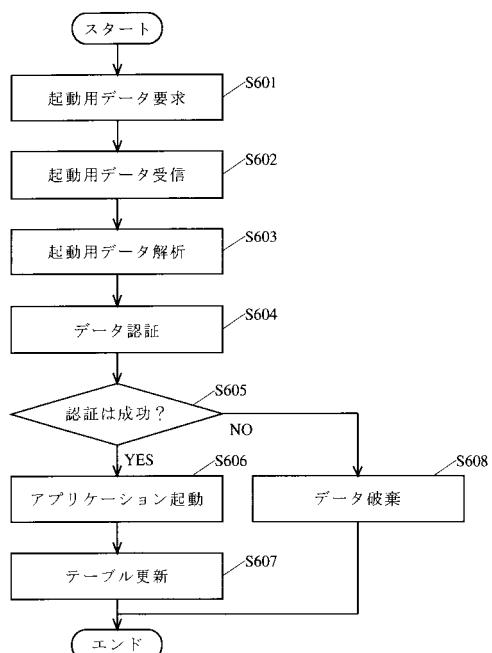


【図9】

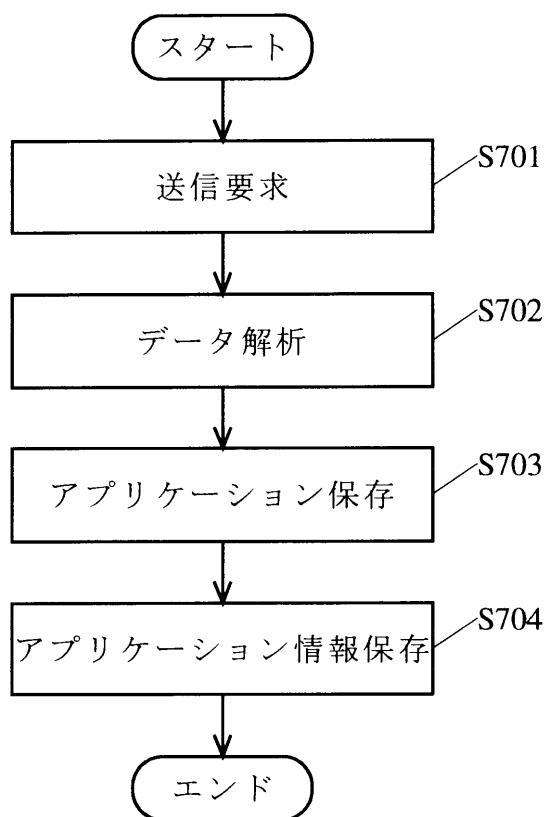
315

アプリケーション名	種別	認証方式
A 1	C	D E S 暗号
A 2	P	証明書
A 3	J	電子透かし
⋮	⋮	⋮

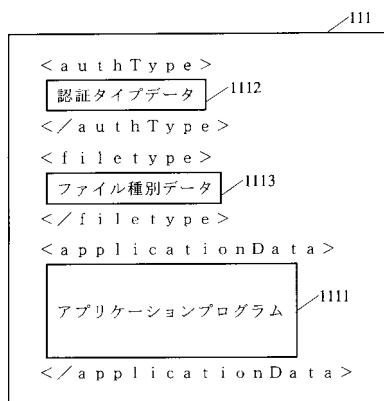
【図10】



【図11】



【図12】



フロントページの続き

審査官 小林 秀和

(56)参考文献 国際公開第98/021683 (WO, A1)

特開2000-163379 (JP, A)

欧州特許出願公開第00811942 (EP, A1)

国際公開第98/054644 (WO, A1)

David Walker, "A Type System for Expressive Security Policies", Proceedings of the 27th ACM SIGPLAN-SIGACT symposium on Principles of programming languages, 米国, ACM, 2000年, p.254-p.267, ISBN: 1-58113-125-9

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06F 21/22

G06F 15/00